

議案第24号

平成20年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成20年度北本市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56,302千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成21年2月23日 提出

北本市長 石 津 賢 治

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	後期高齢者医療保険料		426,636	△ 35,706	390,930
2	繰入金	1 後期高齢者医療保険料	426,636	△ 35,706	390,930
			80,240	△ 20,616	59,624
		1 一般会計繰入金	80,240	△ 20,616	59,624
3	諸収入		15	20	35
		2 償還金及び還付加算金	11	20	31
	歳入	合 計	506,891	△ 56,302	450,589

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		3,553	3,570	7,123
		1 総務管理費	3,370	3,570	6,940
2	後期高齢者医療広域連合納付金		503,328	△ 59,892	443,436
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	503,328	△ 59,892	443,436
3	諸支出金		10	20	30
	歳出	1 償還金及び還付加算金	10	20	30
	合 計		506,891	△ 56,302	450,589

